

証書等の書式の改訂に関する事項

改正規則等

船舶安全管理システム規則

国際航海に従事しない船舶又は総トン数 500 トン未満の船舶の安全管理システム

規則実施要領

船舶安全管理システム規則実施要領

船舶保安システム規則実施要領

(日本籍船舶用)

改正事項

証書等の書式の改訂に関する事項

改正理由

2005 年 5 月に開催された IMO 第 80 回海上安全委員会 (MSC80) において、決議 MSC.195(80)及び決議 MSC.196(80)が採択され、安全管理システム及び船舶保安システムの審査合格後に発行される証書等の書式が変更されたため、当該書式の変更に対応すべく関連規定を改めた。

また、審査合格後に本会が作成する登録原簿の記載事項に関する規定等の整理も併せて行った。

改正内容

- (1) 安全管理システムの審査合格後に発行される証書等の書式を改訂した。
- (2) 安全管理システムの審査合格後に発行される証書等の記載事項に関する要件を改めた。
- (3) 安全管理システム登録原簿及び船舶保安システム登録原簿の記載事項に関する要件を改めた。
- (4) 安全管理システムの会社審査に関する要件を改めた。